

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………26
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………27
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………27

告 示

福岡県告示第248号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川大坂字中平186、字中平山1976の18、1976の20、1976の25、1976の26
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中平186・字中平山1976の18・1976の20・1976の25・1976の26（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第249号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小 川 洋

- 保安林の所在場所
行橋市大字矢留字堂山1716の1・1716の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第250号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成元年12月25日農林水産省告示第1691号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年4月21日農林水産省告示第834号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第252号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
541	築上郡吉富町大字広津226番地1 吉富町	築上郡吉富町大字広津226番地1	令和2年 3月2日

福岡県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道		甘 木 吉 井 線	前	朝倉市黒川5736番先から 朝倉市黒川5738番1先ま で	12.7 ～ 65.1	67.4
			後	朝倉市黒川5736番先から 朝倉市黒川5733番1先ま で	7.3 ～ 85.8	90.2

福岡県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	藤山分線 一丁田	前	久留米市高良内町4591番1先から 久留米市高良内町2902番12先まで	4.9 ～ 19.0	858.0
			前	久留米市高良内町4591番1先から 久留米市高良内町2902番12先まで	14.7 ～ 33.1	894.0
			後	久留米市高良内町4591番1先から 久留米市高良内町2902番12先まで	14.7 ～ 33.1	894.0

福岡県告示第255号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
260	宗像市田熊一丁目2番1号 原田勇	宗像市田熊一丁目2番1号	令和元年 12月31日

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字永岡503番4、503番5、503番8、503番9、518番1、518番6及び503番13
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神二丁目3番10号天神パインクレスト716
株式会社筑紫野メディカル
代表取締役 梁木 理史

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
（1工区）小郡市井上字小松山681番1及び681番2の各一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市小郡255番地1
小郡市長 加地 良光

公告

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例及び福岡県立社会教育総合センター使用料条例の一部を改正する条例（平成31年福岡県条例第15号）による改正後の福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例（昭和58年福岡県条例第24号）第2条第2項の規定に基づき、福岡県立社会教育総合センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 名称

福岡県立社会教育総合センター

2 位置

糟屋郡篠栗町大字金出3350番地2

3 利用料金の承認年月日

令和2年2月21日

4 利用料金

室名	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後7時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1研修室	750円	1,000円	500円	2,000円	2,000円	3,000円
第2研修室						
第3研修室	1,110円	1,480円	740円	2,960円	2,960円	4,440円
第4研修室	2,040円	2,720円	1,360円	5,440円	5,440円	8,160円
自由研修室	2,040円	2,720円	1,360円	5,440円	5,440円	8,160円
第1和室 第2和室	750円	1,000円	500円	2,000円	2,000円	3,000円
講堂	11,130円	14,840円	7,420円	29,680円	29,680円	44,520円
大研修室	3,330円	4,440円	2,220円	8,880円	8,880円	13,320円
視聴覚室	3,690円	4,920円	2,460円	9,840円	9,840円	14,760円
音楽室	2,580円	3,440円	1,720円	6,880円	6,880円	10,320円
美術室	1,470円	1,960円	980円	3,920円	3,920円	5,880円
宿泊室	一人一泊につき 1,230円					

備考 研修室等の利用者が利用の際第三者から入場料又はこれに相当する料金を徴収

する場合の額は、宿泊室を除き、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。ただし、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体その他規則で定める団体が利用する場合は、この限りでない。

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
浜田土地改良区	令和2年3月2日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

可搬式速度違反自動取締装置賃貸

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和2年4月1日(水曜日)までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
可搬式速度違反自動取締装置賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

- (3) 賃貸借期間
令和2年10月1日から令和9年9月30日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)
令和2年4月22日(水曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者
- | 大分類 | 中分類 | 業種名 | 等級 |
|-----|-----|----------|----|
| 13 | 08 | リース・レンタル | AA |
- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生

- 法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2592
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和2年3月13日（金曜日）から令和2年4月21日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和2年4月22日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
令和2年4月23日（木曜日）午前10時30分

- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for portable automatic speeding violation detector
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on April 22, 2020
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2592)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
よう撃捜査支援システム賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の

義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和2年4月2日(木曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

よう撃捜査支援システム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和3年3月1日から令和10年2月29日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和2年4月23日(木曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間

中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2592

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和2年3月13日(金曜日)から令和2年4月21日(火曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年4月23日(木曜日)午後5時45分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

令和2年4月24日(金曜日)午前10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその

代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(消費税込みの金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税込みの金額)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積

金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
 (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
 (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
 (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
 A lease contract for a crime interception investigation supporting system
 (2) Time Limit of Tender

5:45 PM on April 23, 2020

- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
 Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka
 Prefectural Police Headquarters
 7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
 Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2592)

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
暗渠排水事業（下小山田地区）	令和2年1月6日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日
 令和2年3月2日
 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社大興	春日市小倉6-11	平岡 輝夫	平成29年2月4日・令和元年7月11日 福岡県知事許可（般-29） （般-01） 第50837号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間

令和2年3月16日から令和2年3月18日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社大興及び同社代表取締役は、その業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和元年8月31日、福岡簡易裁判所において、同社が罰金100万円、同社代表取締役が罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

令和2年3月2日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社A S T	八女市蒲原854-1	外山 直樹	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）

別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭

和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和2年3月16日から令和2年3月19日までの4日間

4 処分の原因となった事実

株式会社A S Tは、建設業許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、建設業法第3条第1項に違反する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

柳川市大和町塩塚字溝越1393番から1399番まで、1399番2及び1399番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

柳川市大和町塩塚1163番地

株式会社武末鉄工所

代表取締役 武末 幸久

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字町314番1及び314番3から314番8まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡601番地18
三栄ホーム株式会社
代表取締役 福田 周平

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 田川伊田複合商業施設
- (2) 所在地 田川市大字伊田2713番2号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームプラザナフコ旗崎店
- (2) 所在地 久留米市御井旗崎五丁目887番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

荷捌き時間帯について、時間帯の拡大がなされていることから、早朝及び深夜における業者等搬入車両の走行及び荷捌き作業については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。

(3) 廃棄物に係る事項

特になし

(4) 街並みづくり等への配慮等

特になし

(5) その他

市道を扱い新規に乗入口を設置する場合や、その他隣接する市道・水路を扱う場合は、久留米市の許可を受ける必要があり、許可にあたっては基準があるため、久留米市役所路政課（土木管理チーム）へ事前に相談の上、詳細図等を添付した申請書を提出し、許可を得ること。

他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市博多区千代六丁目外	令和2年2月25日から 令和2年3月25日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点復旧測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市高良内町 地内	令和2年2月21日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区祝町一丁目	令和2年1月20日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により九州防衛局長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級及び4級基準点測量、用地測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
築上郡築上町内	令和元年11月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により道善・恵子土地区画整理準備組合から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量及び現況測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
那珂川市道善の一部、恵子の一部	令和2年2月5日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和元年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公

示する。

令和2年3月13日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 大字沼、沼本町二丁目・三丁目、葛原東一丁目・二丁目・五丁目、葛原高松一丁目・二丁目、葛原本町三丁目・四丁目・五丁目・六丁目、葛原元町一丁目の一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目・四丁目の各一部及び御開一丁目・二丁目・三丁目
福岡市	西区 愛宕二丁目の一部 早良区 飯倉六丁目の一部
大牟田市	大字手鎌・健老町の各一部、新開町、北磯町、西新町、岬町
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉・大字川宮・大字伊田・大字位登の各一部
柳川市	金納、高島、蒲生の一部
大川市	一木・津・小保の各一部
行橋市	西宮市五丁目の一部
小郡市	横隈・力武・三沢の各一部
春日市	宝町、大和町、日の出町
古賀市	谷山・小山田の各一部
宮若市	四郎丸・山口・芹田の各一部
みやま市	瀬高町下庄・高田町竹飯・海津の各一部
糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山・高野の各一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡糸田町	打越の一部
田川郡大任町	大行事・今任原の各一部

田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	綾野・下原・砦見・徳永の各一部
築上郡上毛町	大字矢方・緒方・尻高の各一部

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 大字沼、沼本町二丁目・三丁目・葛原東一丁目・二丁目・五丁目の各一部、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目の一部、葛原元町一丁目、葛原本町三丁目・四丁目・五丁目の各一部 八幡西区 大字本城、本城一丁目・二丁目・三丁目の各一部、御開二丁目、三丁目、御開一丁目の一部
福岡市	西区 愛宕二丁目の一部 早良区 飯倉六丁目の一部
大牟田市	大字手鎌・健老町の各一部、新開町、北磯町、西新町、岬町
直方市	大字植木の一部
田川市	大字夏吉・大字川宮・大字伊田・大字位登の各一部
柳川市	金納、高島、蒲生の一部
大川市	一木・津・小保・向島の各一部
行橋市	西宮市五丁目の一部
小郡市	横隈・力武・三沢の各一部
春日市	宝町、大和町、日の出町
古賀市	谷山・小山田の各一部
宮若市	四郎丸・山口・芹田・長井鶴の各一部
みやま市	瀬高町下庄・高田町竹飯・海津の各一部
糟屋郡新宮町	三代の一部
田川郡香春町	大字鏡山・高野の各一部
田川郡添田町	大字添田の一部
田川郡糸田町	打越の一部
田川郡大任町	大行事・今任原の各一部

田川郡赤村	大字赤の一部
京都郡みやこ町	綾野・下原・晷見・徳永の各一部
築上郡上毛町	大字矢方・緒方・尻高の各一部

雑 報

福岡県環境審議会公告

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、令和2年2月7日から令和2年2月20日までの間、意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり令和2年2月28日に答申しましたので、同要綱第8条の規定により公表します。

令和2年3月13日

福岡県環境審議会会長職務代理者
福岡県環境審議会会長代理 伊 藤 洋

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2336回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2336回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円

- 5 発 売 期 間 令和2年4月1日から
令和2年4月21日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和2年4月24日まで
- 7 当せん金支払開始日 令和2年4月29日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
前 後 賞	2,500,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	19本
2 等	300,000円	20本
3 等	30,000円	400本
4 等	5,000円	2,000本
5 等	1,000円	20,000本
6 等	100円	200,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2337回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2337回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年4月1日から
令和2年4月28日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年4月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	18本
2等	100,000円	300本
3等	10,000円	2,700本
4等	1,000円	30,000本
5等	200円	900,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2338回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2338回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年4月15日から
令和2年5月7日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年4月15日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	4本
2等	50,000円	1,160本
3等	10,000円	6,000本
4等	1,000円	20,000本
5等	200円	200,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2339回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2339回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和2年4月22日から
令和2年5月12日まで
- 6 抽せん日 令和2年5月15日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年5月20日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	15,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	300,000円	30本
3等	30,000円	300本
4等	5,000円	3,000本
5等	1,000円	30,000本
6等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2340回西

日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2340回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和2年5月13日から
令和2年6月2日まで
- 6 抽せん日 令和2年6月5日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年6月10日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	100,000円	600本
2等	10,000円	6,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2341回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2341回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年5月20日から
令和2年6月16日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年5月20日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	35本
2等	100,000円	350本
3等	10,000円	3,500本
4等	1,000円	35,000本
5等	200円	1,050,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2342回西

日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2342回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年6月6日から
令和2年6月23日まで
- 6 抽せん日 令和2年6月26日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年7月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	24本
2等	300,000円	25本
3等	10,000円	5,000本
4等	2,000円	25,000本
5等	200円	250,000本
幸運のクーちゃん賞	30,000円	500本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2343回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2343回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和2年6月10日から
令和2年6月30日まで
- 6 抽せん日 令和2年7月3日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年7月8日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	15,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	39本
2等	300,000円	40本
3等	30,000円	400本
4等	10,000円	4,000本

5等	1,000円	40,000本
6等	100円	400,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2344回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2344回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年6月17日から
令和2年7月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年6月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	300,000円	80本

2	等	50,000円	200本
3	等	10,000円	1,600本
4	等	1,000円	20,000本
5	等	200円	600,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2345回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2345回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和2年6月24日から
令和2年7月21日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年6月24日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	30本
2 等	100,000円	600本
3 等	10,000円	10,500本
4 等	1,000円	30,000本
5 等	200円	300,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2346回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2346回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和2年7月22日から
令和2年8月11日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和2年8月14日

7 当せん金支払開始日 令和2年8月19日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	15,000,000円	1本
前 後 賞	2,500,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	19本
2 等	100,000円	40本
3 等	30,000円	200本
4 等	3,000円	4,000本
5 等	1,000円	20,000本
6 等	100円	200,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2347回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2347回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円

300万通

4 証 票 金 額 1枚 200円

5 発 売 期 間 令和2年7月22日から
令和2年8月18日まで

6 当せん金支払開始日 令和2年7月22日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	30本
2 等	100,000円	150本
3 等	10,000円	3,000本
4 等	1,000円	30,000本
5 等	200円	900,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2348回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2348回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年8月15日から
令和2年9月8日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年8月15日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	3,000,000円	4本
2 等	50,000円	360本
3 等	10,000円	2,000本
4 等	1,000円	20,000本
5 等	200円	600,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2349回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2349回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年8月15日から
令和2年9月8日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和2年9月11日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年9月16日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	20,000,000円	1本
前 後 賞	5,000,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	34本
2 等	1,000,000円	35本
3 等	10,000円	7,000本
4 等	2,000円	35,000本
5 等	200円	350,000本
女神の微笑み賞	30,000円	350本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2350回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2350回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和2年8月19日から
令和2年9月8日まで
- 6 抽せん日 令和2年9月11日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年9月16日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2 等	300,000円	30本
3 等	10,000円	900本
4 等	5,000円	6,000本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	100円	300,000本

- 9 注 意 事 項
 - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2351回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2351回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年9月9日から
令和2年9月22日まで
- 6 抽せん日 令和2年9月25日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年9月30日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2 等	300,000円	30本
3 等	10,000円	6,000本
4 等	1,000円	30,000本
5 等	200円	300,000本
十五夜賞	30,000円	1,200本

- 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2352回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2352回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和2年9月9日から
令和2年10月6日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和2年9月9日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000円	100本
2 等	50,000円	1,275本
3 等	10,000円	6,875本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2353回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和2年3月13日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2353回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和2年9月30日から
令和2年10月20日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和2年10月23日
- 7 当せん金支払開始日 令和2年10月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本

組 違 い 賞	100,000円	19本
2 等	300,000円	20本
3 等	30,000円	200本
4 等	3,000円	4,000本
5 等	1,000円	20,000本
6 等	100円	200,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。